

届出が必要です！

協会けんぽ加入の皆さまへ

相手(第三者)の行為による

ケガや病気で健康保険を使う場合

交通事故



ケンカ・暴力行為
を受けた



他人のペットに
咬まれた



上記のような第三者の行為によるケガや病気で健康保険を使用して治療を受ける場合

「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

申請書は協会けんぽホームページから印刷
いただけますので、ぜひご利用ください。



ご注意！！

ケガや病気の原因が**工作中**または**通勤途中**の場合は、**労災保険の対象**となりますので、健康保険は使えません。